

平成28年第3回  
笠置町議会定例会会議録  
(第2号)

平成28年9月21日

京都府相楽郡笠置町議会

平成28年第3回（定例会）  
笠置町議会 会議録（第2号）

招集年月日	平成28年9月21日 水曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	平成28年9月21日 9時30分			議長	杉岡義信	
	散 会	平成28年9月21日 13時34分			議長	杉岡義信	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 6名 欠席 1名 欠員 1名
	1	田中良三	○	5	瀧口一弥	○	
	2	向出 健	○	6	西岡良祐	○	
	3	松本俊清	○	7	石田春子	×	
	4	欠 員		8	杉岡義信	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	町 長	西村典夫	○	建設産業 課 長	市田精志	○	
	参 与	田中義信	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	総務財政 課 長 兼 会 計 管 理 者	前田早知子	○	保健福祉 課 長	東 達広	○	
	企画観光 課 長	山本和宏	○	税住民課長	石川久仁洋	○	
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議会事務 局 長	藤田利則	○	局長補佐	穂森美枝	○	
会 議 録 署 名 議 員	6 番	西 岡 良 祐		1 番	田 中 良 三		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

# 平成28年第3回笠置町議会会議録

平成28年9月14日～平成28年9月28日 会期15日間

議 事 日 程 (第2号)

平成28年9月21日 午前9時30分開議

- 第1 笠置町選挙管理委員及び補充員の選挙の件
- 第2 議案第27号 定住自立圏形成協定の締結の件
- 第3 議案第28号 平成28年度笠置町一般会計補正予算(第3号)の件
- 第4 議案第29号 平成28年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件
- 第5 議案第30号 平成28年度笠置町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件
- 第6 発議第1号 北陸新幹線京都府南部ルートに関する意見書の件

開 会 午前9時30分

議長（杉岡義信君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成28年9月第3回笠置町議会定例会第2日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

石田春子議員より、諸般の事情により欠席届が提出されていますので報告いたします。

---

議長（杉岡義信君） 日程第1、笠置町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。選挙の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

笠置町選挙管理委員の指名を行います。

笠置町選挙管理委員に、上村秀夫君、谷村起造君、西窪量君、西岡保君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました方を、選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました上村秀夫君、谷村起造君、西窪量君、西岡保君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

引き続き、笠置町選挙管理委員補充員の指名を行います。

笠置町選挙管理委員補充員には、中尾重信君、植村嘉典君、樗・一君、田中正嗣君、以上の方を指名します。

ただいま指名しました方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました中尾重信君、植村嘉典君、樺・一君、田中正嗣君、以上の方が、選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。

補充員の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 異議なしと認めます。したがって、補充員の順序は、ただいま議長が指名しました順序に決定いたしました。

---

議長(杉岡義信君) 日程第2、議案第27号、定住自立圏形成協定の締結の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長(西村典夫君) 議案第27号、定住自立圏形成協定の締結の件について、提案理由を申し上げます。

定住自立圏形成協定の締結の件についてですが、定住自立圏推進要綱に基づき、伊賀市と定住自立圏形成協定を締結することについて、笠置町議会の議決すべき事件を定める条例第9号の規定により、議会の議決をいただきたいと思っております。

定住自立圏構想の推進については、圏域の形成に向けて、中心都市である伊賀市と笠置町との間で、1対1で協定を締結する必要があります。

協定書の主な内容であります。目的、基本方針、連携する施策などについて規定していますが、この協定を議決いただいた後は、伊賀市と協定書の調印を行い、より具体的な事業や内容を記載した定住自立圏共生ビジョンを策定することとしております。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長(杉岡義信君) 議案の説明を求めます。企画観光課長。

企画観光課長(山本和宏君) それでは、失礼します。

議案第27号、定住自立圏の形成に関する協定書(案)について御説明を申し上げます。

1枚めくっていただきまして、協定案でございますが、第1条の目的では、相互に役割を分担し、人口定住のために必要な都市機能及び生活機能を確保するとともに、地域の特性を生かし、住民が安心して暮らせる圏域づくりを進めていくため、定住自立圏を形成すること

に関し、必要な事項を定めることを目的としております。

次に、第2条では、前条の目的を達成するため、相互に役割を分担して連携を図り、共同し、または補完し合うことを基本方針として記載をしております。

次に、3条では、連携する政策分野を上げております。

政策分野といたしまして、まず1つ目に生活機能強化に係る政策分野、2つ目に結びつきやネットワークの強化に係る政策分野、3つ目といたしまして、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野の3つの政策分野を記載しております。そして、第4条では、この取り組みを推進するため連携及び協力を図り事務の執行に当たること、事業の執行について必要なことが生じたときは、相互の受益の程度を勘案し当該費用を負担するもの、費用負担については、その都度双方協議の上、別に定めるものとして記載をしております。

それと、5条、協定の変更、6条、協定の廃止につきましては、あらかじめ議会の議決を経るものとするを記載しております。そして、7条につきましては、協定の疑義が生じた場合、双方協議の上、解決することを記載しております。

次のページからの別表の3つの政策分野につきましては、まず1つ目の生活機能強化に係る政策分野では、医療、健康・福祉、教育、産業振興、環境、防災等を上げております。2つ目の結びつきやネットワークの強化に係る政策分野では、公共交通、ICTの活用、交通インフラの整備、地域内外の住民との交流を上げております。そして、3つ目の圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野では、人材育成、そして交流、外部からの人材確保などを記載しております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑につきましては、全ての議案に対し、同一議題について3回ですので、申し添えます。質疑はありませんか。田中君。

1番（田中良三君） 1番、田中です。

3つのことについてお聞きいたします。

京都府の対応について、府県をまたいだ協定書の対応について。2つ目は、医療、ごみ処理、消防以外に協定される案件は何ですか。3つ目は、協定される案件に対して、関係機関との話し合い、進みぐあいはどうですか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 3点ほど質問いただきました。

まず、1つ目につきましては、府県をまたいだということですが、これまで他府県においても圏域といえますか、府県をまたいだところでの事例はございます。それと、京都

府との連携といたしますか、関係につきまして、それにつきましては、今後、まだ確定はしていないんですけれども懇談会等を設置するところをごさいますて、そこには、当然、京都府等も入っていただくように思っております。

それと、医療と……、すみません。申しわけないです。

1つ目の生活機能の強化に係る政策分野でのことと思うんですけれども、ここには、医療、健康・福祉、教育、産業振興、環境、防災といったことを上げております。以上です。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） ただいま田中議員のほうから、定住自立圏形成協定にかかわることについて、京都府との調整は行われているか、そういうことをお聞きされたと思います。

これにつきましては、知事と市町村長会議、懇談会などにおきまして、知事に、こういうことを進めておりますが知事はどのように思われますかというお尋ねをしましたところ、進めてくださいと、そういう明確な判断をいただいております。また、行政といたしまして、地方自治振興課、また振興局などに出向きまして、こういうことの趣旨を説明していただき、議会と協力も指導もいただいております、そういう状況でございます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

1番（田中良三君） 1番、田中です。

医療のところの問題になるのは、笠置町で、ここ最近2カ月でドクターヘリが来ていますわね。これ、例えば京都からドクターヘリが、ひょっとして京都の医療機関があかんかったら、多分三重県の第三次救急というたら三重医大のところやと思うんですけれども、そこへ飛ぶんですか。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいま、田中議員のほうから、ドクターヘリの運航で、そのヘリはどこの医療機関へ飛ぶかという質問でございます。

まず、基本的には、ドクターヘリは大阪の……、ごめんなさい、一定場所は決まっています、医療機関は。ただ、そのドクターヘリの使用というんですか、するのは、現在のところ、京都府では今後府立医大と日赤あたりが現在調整をされているところで、今のところ大阪だけです。ただ、伊賀のほうへ飛ぶかということになれば、これは、うちのほうが定住自立圏の構想の中で、伊賀と医療の関係でどのようなビジョンを作成するかによって変わってくると思います。今のところ、伊賀へ飛ぶことはございません。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

1 番（田中良三君） もう一つ、救急車の問題、聞くのを忘れたんですけれども、例えば、今、相楽中部消防組合の東部から、1 台だけで間に合わへんときは、加茂とか和東とかが出動していますよね。そういう救急車も、県外まで行けるんですか、それだけは。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいまの質問でございますけれども、救急車両が伊賀の病院のほうに行けるかどうかということ。この件につきましても、先ほど申し上げましたとおり、まだこれから医療の関係で、共生ビジョンの中で、一緒にやるかどうかということになるかなと思いますけれども、個人的なことを今の段階で申し上げるとするならば、なかなか非常に厳しいものであろうと。というのは、笠置町は中部消防組合への加入もしておりますし、山城病院の組合の構成団体として笠置町が入っておりますので、これをやろうと思えば、当然、中部消防との調整、また広域事務組合及び山城病院組合との調整等々がありますので、これはなかなか、現在のところ、一足飛びにできるとは考えておりません。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

6 番（西岡良祐君） 6 番、西岡です。

定住自立圏の形成に関する協定書ということで、きょう、議案が上がってきているんですけれども、これ、先日の議運でも大分協議しました。その中で、私が再確認しておきたい事項を質問いたします。

これ、もともと、住民が安心して暮らせる圏域づくりを進めていくという目的でやっていくということなんですけれども、そして、具体的事項としては3条の3つの分野があります。そして、各個々の協定というか事項については、別表第1、別表第2、別表第3と、こういうふうに書かれているんですけれども、基本的には、この協定書は基本的なことが書かれておいて、圏域を、熟慮をやっていこうということによってやってもらうのは、住民サービスにも向上するし大変結構なことかと思えます。

ところが、前回の議会でも質問しましたけれども、先ほど出ていました京都府との関係、それから、今、既にやっている相楽圏内の広域事業、そういうところと調整をとっていかなければならないのは当然であります。

この協定でやっていくということで案を出されているんですけれども、一番確認しておきたいのは、これ、今、まだ基本的なことばかり書かれた協定書になっております。先ほどから出ているように、救急医療の体制についてやるんやったらどういうふうになるのか。先ほどドクターヘリの問題とか救急車の問題が出ていますけれども、それは個々にまた協定書



を結ばれて、その協定書の内容はこういうふうになりますということで双方が協定していくと思うんですけれども、この案は、基本的には私は賛成しますけれども、個々の協定についての事前の審議とか、そういうものはあるんですか、どうですか。その辺を聞かせてください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） まず最初に、なぜ今回、伊賀市との自立圏形成協定を結んでいこうかと、そういう根本をまず御理解を、私はしていただきたいと思います。

これからも、地方における大幅な人口減少や少子高齢化の進行が見込まれる中、人口の流出を防いで、地方圏において安心して暮らせる地方を形成する、そうしていくものであります。現実、笠置町においても流出がとまりません。木津川市にたくさんの方が流出をされております。そういうことを何とか防いでいきたい、そういう思いで、この協定の締結を結んでいこうとする一つの手段で私はあると思っております。そういう中で、今、連携をしていく中身について、案として上がっております。これは、きょう、形成協定に議決をいただいて、その後、共生ビジョンをつくっていくわけですが、伊賀市と同じテーブルに着いて、1対1でこれからこの案について詳しく協議をしていくわけでございます。それについては、行政の執行権の中において、行政が、思いでそういう協議を進めていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 6番、西岡です。

今おっしゃられたのは当然わかっています。住民のサービスの向上のためにやっていくということなんで、それは大いに賛成やと言うてますやろ。その後の具体的な、前に説明を受けた定住自立圏推進スケジュール、これの中では、一応9月議会で協定書議案を提出して、これを議決してもらおうと。それから、その後、合同調印式を10月ごろに行って、それから10月から2月までに、今おっしゃられた共生ビジョン懇談会を数回開催するというので、2月ごろには、共生ビジョン懇談会をやった後の報告を議会にするというようなスケジュールを書かれていますけれども、私が聞いているのはその辺なんです。

だから、やっていってもらうのは結構です。個々の事項について協定しますわね。例えば救急医療の場合やったら、先ほどのドクターヘリの問題をどうするのか、ほんで、大阪へ行けない場合は伊賀市の病院のほうへ行かせてもらえるようにという、そういう具体的なことを決めていかれると思うんですけれども、それには、当然前回にも言うていたように負担金

等が発生してくると思うんです。その辺で、負担金の発生がどのくらいで、そこまでやって、これだけの負担金を出してやっていくのがええかどうかとか、そういう具体的な内容について議会にも相談してもらわないと、それを行政の中の権限だけでやっていって、こうなりましたとって報告だけいただくというのは、私はちょっといかんのやないかなと思うから質問しているんです。その辺を教えてください。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいま西岡議員のほうから質問いただきました共生ビジョンの関係で、議会との連携はどうなるかという質問だと思います。

この件につきましても、議運のほうで、議員各位のほうから御意見をいただいた中でいろいろ答弁させていただきましたが、まずは、共生ビジョン懇談会とはどういうものなのか。この中には、当然、メンバーとして、住民代表及び有識者、また行政側も入った中でそれぞれ議論をするわけでございます。また、その下部組織としまして、専門部会もございます。その専門部会の中で、例えば医療の問題でしたら、うちで言えば保健福祉課が所管しておりますので、保健福祉課の意見聴取なりを当然するし、また御意見を申し上げていきたい。それと、当然、負担金の問題が出てきます。現在やっている負担金と今回定住自立圏でやる部分での負担金、当然それを見ながら我々は判断をしていかなければならない。

その中で、議会への分については、このように、この件につきまして協定というんですか、定住自立圏で一緒にやりますという伺いは、なかなか立てることはできません。伺いを立てずに、今回の定住自立圏の協定の中で、全体を網羅した中で、共生ビジョン懇談会でもんでいくという部分で、今回提案させていただいております。

当然、個々の事業につきましても、住民代表という形で笠置町からも出ていただき、その方が当然笠置町の思いを伝えていただくことであろうし、また有識者という形で大学の先生も入っていただきながら、笠置町の状況も踏まえて、やったほうがいいのか、やっぱりこれは現在のままでやったほうが笠置町にとってメリットがありますよと、多分そういう話も出てこようかなと思います。

我々としては、全てを、今上げた政策分野をやるんじゃないし、当然、効率的な部分、また先ほど町長が申しあげました都市部への人口の流出、また住民の福祉に大幅に寄与できるという部分があるとするなら、そういう部分では一緒にやっていきたいと、そのように考えているところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6 番（西岡良祐君） 協議しながらやっていくということですが、そもそもこの協定書、これずっと永久に続くんですか。項目がこれだけたくさんずっと書かれているけれども、この中で笠置町としては絞ってやっていくのか。これ、何年間やられるんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 形成協定の中の今やっていこうという案件ではありますが、これが連携できるであろうという項目が上がっております。ですから、これが、全てを提携していくわけではございません。これについても、共生ビジョンの中で、一つ一つの項目についていろんな形で協議をしていって、これなら連携していける、そういう確信のもとに結んでいくわけでございますから、この上がっているものが全て提携の中に入るわけではございません。この中からでも、笠置と伊賀市との両方ともプラスとなるような取り組みをここからまた選んでいくというか、全てが上がる可能性もありますけれども、ここからまた削られる分野もある、そういうことも、共生ビジョンの懇談会の中において精査をされていくわけでございます。

そして、期間については法律上決まっておりますけれども、おおむね5年というような認識で結ばれているのがほとんどと理解しております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6 番（西岡良祐君） 5年とおっしゃられましたけれども、5年の間に、ここにある、関係のあるやつをやっていくと。ほんで、例えば医療関係で協定を結ぶということになると、その協定はずっと生きていくわけですね。そういう具体的な協定をやっていくのは、5年間かかって大体やっていこうということで、協定を結んだやつについてはずっと続けていくと、こういう形になるわけですね。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 連携をした政策分野につきましても、1年置いてPDCAを回してそういう検証もしてく、そういうことで見直しもやりながら、基本的に5年間の契約になる、そういうことでございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6 番（西岡良祐君） それと、共生ビジョン懇談会というのは、どういうメンバーになるんですか。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいまの西岡議員の質問にお答えします。

まず、共生ビジョン懇談会のメンバーはどのような方かということで、これは先ほど若干触れさせていただきましたけれども、地元の代表なり、また有識者という形で大学の先生なり、また行政職員、当然入った中でのメンバーになろうかなと思います。

それと、先ほど質問がございました協定書の部分については、町長が大まかな説明をさせていただきましたけれども、この協定書は、当然、現在笠置町ではその分野について結んでおりますけれども、これの変更なりが生じたときには、当然議会の議決が必要となりますので、新たな政策分野が例えば出てくるとするなら、またこれは議会への議決事件になります。

それともう1点、これをやるに当たって、なぜこの政策分野が出てきたかということでございますけれども、窓口は、うちは企画観光課でございますけれども、企画観光課長のほうが監事として何回か会議に出席させていただいた中で、どのような事業ができるかという洗い出しをやった中で、担当課の課長及び職員等調整を図って、こういう部分が今後できる可能性はあるということで上げさせていただきました。御承知のとおり、伊賀市は笠置だけじゃなしに南山城村との定住自立圏の協定を結ばれます。これは、南山城村は、また笠置町と違っていろんな政策分野ができるであろうということで、協定書はそれぞれ中心市と周辺市町村が1対1でやる、だから、そういう観点で申し上げるとするなら、笠置町ができるのは、現在のところそういう分野、ただ今後ふえてくる可能性があるときには、また議会と協議をさせていただきたいと、そのように考えているところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 最後に、もう一度確認しておきます。

これ、大まかな、基本的なことの協定書ということで、これはこれでいいと思うんですけども、先ほどから何回も言っていますけれども、個々のやつ、例えば一番最初の救急医療体制の推進ということで協定をするということになってくると、先ほど言うたような問題が出てきますね。この要項には、協定の変更、それから廃止は当然ですけども、変更の場合、これは議会の議決を経るということをやっておるんですけども、個々の協定の中身の内容が変わったときも、これは議会の議決を必要とするんですか。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいまの西岡議員の質問でございます。個々の事業と申し上げるのは、多分西岡議員の頭の中では、それぞれの分野の中での、例えば医療でございましたら、今現在やっております救急の関係について、伊賀とした場合、これは議決事件としてなるのかという部分があったと思います。ただ、そういう部分については、なかなか個々の事業につい

ては、各論については議決事件にはなりません。ただ、議運のときでも話させていただきました。この部分で可決をいただいたとするなら、今後、当然進捗状況なり、また現在のところ伊賀市との個々の事業はどのような状況になっているかという部分について、常任委員会等で申し入れしていただければ、その段階での進捗状況等については御説明させていただくと、議運でも話させていただいたと思います。当然、先ほど話ありました、2月に共生ビジョンの懇談会の中で一定の結果が出るとするなら、3月議会でのまずは報告ができるであろうと思います。ただ、それまでに、どのような状況になっているのかという、議会の先生方のほうで意見がございましたら、常任委員会等を開いていただくとするなら、我々はその中で御説明をさせていただきたいと、そのように考えているところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

6番（西岡良祐君） 個々の協定の内容については、議会報告程度で終わるということですね。それがちょっと私はおかしいんじゃないかと思うんです。これ、今、協定の変更ということで、第5条にこういうことを書いているんです。「議会の議決を経る」と、変更しようとする場合は、協定を。ところが、協定の中身は何やいうたら、基本的なことは書かれているけれども、中身は別表1、2、3の中身なんですよ、でしょ。実際、我々は伊賀市と協定を結んでやっていこうということは賛成ですよ、大いに。ところが、その中身はどういうことをやっていくねんということ、中身が今ないんですよ、まだ。だから、医療体制にしてもどういう医療態勢をとるのか、それは果たして住民のサービスの向上になるのかどうか、その辺が議会としては知りたいんですよ。その辺は報告だけで終わるというのはおかしいんじゃないですか。これ、ここの第5条は、「この協定を変更しようとするときは」ということは、「この協定」というのは、別表の具体的政策分野の中身の変更も入るんじゃないんですか。それ、どうですか。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいま、西岡議員のほうから話がありました。あくまで今回お願いしている分につきましては、今話のありました別表第1から別表の第3までですか、その中で、取り組み内容としまして、例えば救急医療体制の推進であれば、圏域住民が安心して救急医療を受けられるよう関係機関と協議を図るとともに、救急医療の適正利用のため普及啓発に取り組む、一応こういう事業をやるということで今回提案させていただいております。その中で、個々の事業となれば、例えば救急車の乗り入れの問題なり、また休日診療の問題等が

あろうかなと思います。この件まで、細かいところまでまだ共生ビジョンの懇談会の中でも当然もんでいませんし、議会では、この取り組み内容で同意していただけるかどうかということです。ただ、西岡議員おっしゃるのは、同意しようと思えば細かい事業がわからなかったらなかなかという部分でありますけれども、こういう内容で伊賀市と協定書を結びたいということでやっているわけでございます。

議会運営委員会の後、協定書を結ばれた4団体ですか、赤穂市とかいろんところで、私個人的に聞かせていただきました。当然、議会でこういう話は出たらしいです、どこの議会でも。ただ、行政としてはこの内容でやらせていただいて、この後、当然、地域の住民の方々が住民代表として懇談会の中へ入っていただくと、そこでいろんな意見をいただく、また行政からも当然費用対効果の面から意見を申し上げていくと、そういう部分でいろいろ答弁されたようには聞いております。

これが答えなのかどうかわかりませんが、うちとしてはこういう形でお願いますと。どこのひな形を見させていただいても、協定書はこういう形態になっております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 6番、西岡です。

くどいけれども、それはわかっていますと言っているんです。基本的には、そやから、これはええから、やってもらったらええと私も思っています。

けれども、もう一回、最後に質問します。個々の、例えば救急医療体制でやっていこうとするやつを協定されますね。それは、個々の協定書をまた交わすんですか。その辺はどうなるんですか。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） お答えさせていただきます。

協定書は交わさずに、共生ビジョンの中で、いろいろ意見で最終的にこういうことをやろうとなったときには、当然、笠置町で言えば庁舎内での会議なりを開いて、最終的にというのは財政的な部分もございまして、1つの課だけじゃなしに横の連携をとりながら答えを出していきたいと、そのように考えております。あくまで協定書は結ばずに、合意形成を図っていく形になっていると思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ちょっと、次にまた回ってきたときに手を挙げてください。

次、行きます。

ほかにありませんか。向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

まず、定住自立圏の形成協定に関しまして、3つの大きな問題について、お聞きをしたいと思います。

1つ目は、定住自立圏で、笠置町の住民サービスの充実の足かせとなっていくのではないかという問題です。

定住自立圏では、中心市の伊賀市に都市機能などを集約整備するとしています。協定案では、子育て支援事業の充実が上げられています。仮に定住自立圏で病児保育に取り組むとなれば、伊賀市でその整備充実が図られ、維持や利用のための負担金を笠置町が伊賀市へ支払うことになる想定をされます。しかし、子供が病気だからといって、伊賀市にまで子供を預けに行けるのでしょうか。

一方、定住自立圏で伊賀市が実施した場合、笠置町でも、独自に、政策上病児保育を実施することはできるのでしょうか。協定を結んで、伊賀市中心にサービスが充実する一方で、笠置町では同じサービスを受けられないということにはならないのでしょうか。

協定案では、医療や高齢、障害者福祉、健康づくり、防災などの分野で取り組みを行うとしています。病児保育の例のように、定住自立圏が足かせとなって笠置町独自の施策を進めることができなくなると想定されます。定住自立圏では伊賀市を通じてのサービス充実となるために、笠置町独自のサービスの充実を図ることが大変難しくなる、足かせとなる、このことが大変大きな問題です。

そこで、この問題について、以下2点について、お聞きをいたします。

定住自立圏の協定のもと、病児保育の例のように、伊賀市で行う住民サービスと同様の施策が、笠置町でも充実できると言い切れませんか。2点目に、笠置町の独自のサービス充実を進める上で定住自立圏が足かせとなる場合には、定住自立圏から撤退するのでしょうか。この点、2点をお聞きしたいと思います。

2つ目の問題として、定住自立圏、具体的な内容を決めるのは行政の側で、議会を無視しているのではないかということです。

先ほども、細かい内容については共生ビジョンの懇談会で詰めていくというお話が出ています。まず、協定を議決してから共生懇談会を経て、そして具体的な内容を詰めて、圏域の将来像、また推進する取り組みを示す共生ビジョンを策定するとしています。これは、進め方が逆なのではないのでしょうか。具体的な内容を詰めてから、それに基づき協定案を策定

して、締結をするのが本来のあり方です。この共生ビジョン、先ほどもありましたが、個別の協定については議決事項としないで合意形成を図るというふうに答弁をされています。これは、細かい内容については行政に任せて、議会は具体的な内容を審議しなくてよいと言っているのと同じことで、議会を軽視しています。

そこで、2つ目の問題について、以下2点を質問したいと思います。

町長は、現在の時点で、協定の締結は、笠置町にはメリットばかりでデメリットはないと断言できますでしょうか。

2点目に、じっくりと議論をして具体的な内容を詰めるべきですが、町長は、それをせずに、なぜ締結を急ぐのでしょうか。住民と議会にメリットとデメリットも明らかにして議論すべきだと考えますが、町長のお考えをお聞きいたします。

最後に、3つ目の問題として、連携協定は定住自立圏によらなくてもできる、むしろ定住自立圏によらない連携協力をすべきではないでしょうか。また、救急搬送は定住自立圏のメリットではないということです。当町は、定住自立圏の課題として救急搬送の問題を上げています。救急搬送については、伊賀市の医療福祉政策課は現在でも受け入れを、担当医が他の患者の処置中など、正当な理由なしに断っているわけではないと答えています。また国も、救急医療の連携強化は定住自立圏形成とは別に、当該自治体間の協議により可能としています。京都府も、命に境界はないとして、都道府県の境界なしに行く先の検索を行うとしています。現在でも、必要な場合には府県を超えた救急搬送が行われており、救急医療の連携、協力は定住自立圏のメリットではありません。問題は医療提供体制自体が厳しく、伊賀市でも輪番制をとらざるを得なくなっており、定住自立圏や連携、協定、協力では解決をしないということです。京都府と各自治体の責任で、必要な医療体制を確保することこそが重要です。

3つ目の問題について、以下1点だけお聞きをいたします。

救急搬送は、定住自立圏による協定案を締結しなくても連携、協力は進められると思いますが、違いますでしょうか。この点を明確にしてください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 向出議員の質問にお答えしたいと思います。

救急医療について、今、現実的に、笠置で救急の患者が伊賀市の病院に入れるか入れないかということだと思うんですけども、今、例外といたしまして、現実、伊賀市の岡波病院や市立病院にかかっておられる、かかりつけ医としてその病院を利用されている方において



は搬送も可能だと、そういうことを聞いておりますが、実際的には山城医療圏の病院が優先されて、ほとんどそういう事例がないように私は理解をしております。

そういうことで、今笠置町の医療全体を見ますと、木津川市に一番多く行っておられます。次に、奈良、伊賀市でございます。奈良、伊賀市に行っておられるのは、たしか全体の15%ぐらいの方が伊賀市の病院も利用されている。その中で、特にトンネルから以東の東叡の人は、それよりもはるかに超えたパーセントの方が伊賀市の病院にお世話になっていると私は理解をしております。そういう方々の健康と命を守るために、今、山城医療圏が中心となっておりますけれども、そういう自立形成協定を結んで、そういう方が伊賀市の病院にもお世話になることができないのか、そういうことを模索していきたい、そのような考えで、この項目が上がっているわけでございます。その中には、いろんな、輪番制の問題だとか負担金が出ております。そういうことも慎重に、共生ビジョンの中で、住民の方、また学識者の方を交えて、そういうことも調査して、笠置にとってそれが妥当なのか、そういうことを判断して、こういう提携を結んでいきたい。

それと、医療関係にかかわります交付税の算入もでございます。例えば笠置から伊賀市の病院に搬送していただく、そういうシステムとかの変更、構築について、例えば500万円がかかるとするならば、その8割が、交付前算定がございますから、あと100万円でそういう体制ができる。これは、本当に人の生命、財産を守るために、こういうことを真摯に考えていっている立場でございますので、決して端的に笠置が疲弊するとか、そういう思いでなく、そういう真摯な立場でこの協定を結んでいこう、それが行政の立場でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

幾つかちょっとお聞きしたことで答えていただいていない点がありますが、今の点についてちょっと触れたいと思いますけれども、要するに、定住自立圏を結ばないと、そうした救急搬送ができないという立場に立っておられるということによろしいのでしょうか。

私が言っているのは、現在でも、他府県を超えた行く先の検索も行っていますし、今現在は直接に伊賀市に負担金を払っていないわけです。しかし、定住自立圏となれば、負担金を払っていくということでお金の負担も発生すると。さらに、先ほど交付金の措置もありませんでしたが、まさにそれが実際どれぐらいおりにきて、そして本当にそういう医療体制充実になるのかという具体的な内容が今の段階では全く示されていないと、そういう段階であるということです。そして、そういう段階であるものを、今議会に諮って賛同を得よう

としているわけですがけれども、そこが大変はっきりしない問題であり、さらに救急体制で言えば、定住自立圏を結ばなくても、既に、救急搬送が必要な場合、命に境界はないわけですから関係なくやっていますし、しかもやるべきことではないんでしょうかと、その点を言っているわけです。

さらに、ちょっとお答えいただいているんですけども、要するに定住自立圏を結ぶと、先ほど言いましたように、伊賀市で中心的に整備された同じサービスを笠置町でももう一個、また独自にやるべきだという判断が出てきたときに、いや、既にもう伊賀市でやっているんだから、笠置町で整備することは大変難しくなってくるのではないのかと、二重三重とできるのかと。さらに、さっきの病児保育の例で言えば、今のこの定住自立圏の枠の中で言えば、伊賀市中心にということであり、現実には、施設やサービスの環境からいっても伊賀市のほうに整備されることが想定されるわけですがけれども、あくまで伊賀市のサービスですから、子供が病気の場合、例えの例ですがけれども、一々わざわざ伊賀市まで預けに行くというのは、本当に笠置町のサービスが充実したことになっているのか、本当に住みやすくなったと言えるのかどうか、それは言えないのではないかとということです。

2点目に聞いたことは、笠置のサービスを進める上でもし足かせとなると、これでは笠置町独自のサービスができなくなるなど。この定住自立圏によって阻害されているなどというように事態が出てきたときには、もう撤退されるのかと。要するに、撤退の基準はどこにあるのかということをお聞きしているわけです。

さらにお聞きしたいのは、町長自身は、今後、このことは共生ビジョンの中で具体的に中身は詰めると言っていますけれども、今の時点では、具体的にはどうなるかはっきり答えられない段階だと思うわけです。要するに、もしかしたら締結もしないかもしれない、もしかしたらある部分には締結するかもしれない、そういう段階であると。もしかしたら全面的撤退かもしれない可能性もあるわけです。

そのように、今の時点で、よしあし、つまりいいかどうかははっきり言い切れないものを、議会に対しては、もういいものだと、任せてくれと。今の段階で賛否をとって、議会としての責任の判断で問えるものとして出しているわけですがけれども、これは大きな矛盾なんではないでしょうか。今の段階で、これはいいものだと言い切れないものを議会に諮ると。その後の細かい中身については議決事項にはしないということは、議会としたら、今の段階で、完全にいいものだと判断し切らなければいけないという状況になっているわけです。やはりそれはおかしいのではないかと。要するに、具体的な中身を詰めてから、より具体的な

協定案をつくってから、議会に諮ればいいのではないのでしょうか。余りにもおかしいのではないのでしょうか。この点、ちょっと再度確認したいと思います。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいま、向出議員のほうから質問いただきました。町長の所信につきましては、また後ほどお答えさせていただくとしまして、冒頭、メリット、デメリット、また1つの例を挙げられまして、病児保育等々について、笠置町ですることによって、また経費の負担なり、逆に住民の利便性が薄くなるという話でございます。

ただ、いろいろ考え方があると思うんです。例えば病児保育は今伊賀市でされているとして、笠置町がやっていない。そしたら、その病児保育をどこですか。笠置町ですとするなら、当然、笠置町のほうで全ての負担金が発生するかもわかりません。その中で、伊賀市の応援としまして、役割になりますけれども、その部分について当然指導なり、またそういう職員の派遣なり等々がされる可能性もあります。だから、いろんな部分について、今、向出議員もおっしゃったとおり、できるかできひんか、撤退するか撤退しないか。だから、これを議論するのに土俵の上に上がらなければなりません。土俵の上に上がるのが協定書だと思います。よって、これを全てしなくなった場合、廃止ということになれば議会の議決事件になりますし、ここへ上程させていただきます。

まず、住民のサービスの利便性、また人口の減少を食いとめるので、総務省のほうから、補助金も含めた部分でこれが提案されました。いろいろ全国的に展開されております。京都府では、悲しいことにどこもやっておられません。というのは、中心市の要件というのは、福知山しか、京都府は存在しないわけでございます。笠置町で近くと言えれば伊賀市でございます。近くやからやったんじゃなしに生活圈、通勤・通学の方が伊賀市へ行っておられるのが、笠置では18%おられたと思います。要は生活圈の一体として、伊賀市は一つの圏域になるわけでございます。その中で、一旦土俵に上がって話しようやないか、その土俵に上がる話の中で、今回提案させていただいた内容でするわけで、当然、全てをやるわけじゃなしに、効果の薄いもの、また住民の利便性が欠けるものについては、当然うちはすることは考えておりません。だから、そういう部分で、これから共生ビジョンの中で有識者なり地元の方を踏まえていろいろ意見交換をすると。そういうところへ出席するという、出席という言葉は悪いですけども、そういうところで話をしてええものは進めていきたいと、そういうのが今回の提案内容でございます。また、所信等につきましては、町長からお答えさせていただきますので、よろしく申し上げます。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 向出議員から、順序が逆だと、そういう御指摘をいただきました。行政といたしましては、国の定住自立圏推進要綱に基づいてやっております。国のまち・ひと・しごと創生総合戦略で地方間の連携を重要視されたわけでございます。そういう中で、伊賀市が中心市宣言を平成27年6月にされました。それから近隣市町村への呼びかけをいただきました。笠置町にも、観光を中心とした連携をしていきませんかという呼びかけをいただいたわけでございます。その後、連携できる分野があるか、そういうことを担当者会議で、27年度に3回行われ、その過程で、連携できる分野があるということでさらに進めようということで、定住自立圏推進協議会を立ち上げてきたわけでございます。その中で、パブリックコメントも実施しながら、定住自立圏形成協定に関する協議や調査を行ってきて、きょう、定住自立圏形成協定の議決をいただきたい、その後、共生ビジョンにおいて細かな連携について協議をしていこう、こういう流れは、国の定住自立圏推進要綱に基づいての順序でございますから、それに沿ってやっております。そういうことで、御理解をお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

今の答弁の中で、土俵に上がるためのものだというふうに言われました。また、悪いものは行政として結ばないという答弁でしたけれども、まさに、いいか悪いかどうかを行政は判断できるけれども、議会は、要するに共生ビジョンの段階では議決事項にならないわけですから、まさにそれがいいかどうか、議会は関与を直接にはしようがないわけです。先ほど説明会は開くということで、それまでも、委員会を開くのであれば説明はさせていただくとは言っていますけれども、いいかどうかの最終判断が議会にはできないわけです。そういったものを議決してしまえば、後の責任が議会としてとれないと。これはまさに、だから議会軽視なのではないかと言っているわけです。

さらに、定住自立圏という構想自体が、あくまでも中心市である伊賀市中心の整備を通じての域内でのサービスの充実を図るという形であり、あくまで中心市の集約整備というのが制度の枠組みなわけです。そして、当然負担金の発生が生じてくると。ということは、負担金を伊賀市にも払って同じサービスをいろんな観点、視点から、笠置町独自で、やはり子育て施策からこういうものは必要だ、こういうものは必要だといろんなものが出てきたときに、笠置町独自でまた別個に負担をすれば、お金を出すとなれば、二重の負担となって、

定住自立圏自体が足かせとなってくるんじゃないかと、二重の負担と。要するに、伊賀市のサービスを必ず通じての整備の枠組みですから、わざわざ伊賀市にお金を払うという仕組みも絶対出てくるわけですね。笠置町独自にもう一回となれば、二重負担となって、足かせとなってくるのではないかと、つまり、あれができていない、これができていないというわけではなくて、この枠組み自体が負の、問題のある枠組みなんではないかと、そういうことを言っているわけです。

それから、パブリックコメントなどもというふうに先ほど言葉がありましたけれども、議会の軽視とともに、住民への周知が不十分なんではないかという点です。

国のほうの推進要綱には、いろんな媒体を通じて、さらには住民説明会なども通じて、協定案の中身を周知するようというふうに求めています。

ところが、笠置町では、パブリックコメントは募集しましたけれども、紙媒体による各戸配布であるとか、住民説明会を開くなどの十分な周知の努力に努めていないんじゃないかというふうに思われるわけです。その点についても、一体どうされていくのか。そのことを聞きたいと思います。

さらにそれから、最後にですけれども、これは自治体合併の例なんですけれども、自治体合併の例では、周辺部というのは、現実には、サービスの低下とか人口減少が起きているわけです。これはなぜかといえば、都市部のほう、比較的繁華街であるとかそういったところにサービスや生活機能が集約されていって、結果、住みにくくなって、そういう問題が起きていると。定住自立圏の枠組みも、自治体自体は残りますけれども、枠組みはあくまで中心市である伊賀市に集約整備をしていくという形で、自治体合併で起きたような問題が起きるんじゃないかと、周辺が結局衰退して住みにくくなって、そういう方向に進んでしまうんじゃないかと強く懸念されるわけです。この点についても認識を伺いたいと思います。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） お答えさせていただきます。

いろいろ質問いただいて、もし忘れていましたら申しわけございません。また、後ほど御指摘いただいたらありがたいと思います。

まず、1点目、周辺市町村の寂れるという分で話がありました。合併とは違う、また合併でも確かにそういう話はございましたけれども、1対1で今回締結するわけでございます。1対1ということは、それぞれの主張なり意見を申し上げながらやるわけでございまして、また、寂れるという分の話でございすけれども、自治権は、憲法なり地方自治法で保障さ

れて、当然笠置町が担っていくという分でございますので、決して寂れるわけじゃなしに、逆に一定の成果がある事業をやるのが、住民の利便性の向上に図れるのかなと思います。

それと、議会軽視の話がございました。向出議員、もしこれが通って余りええ方向に向かわなかったら、議員の責任が問われるという話がありました。それは、おのおの、それぞれ今回合否していただく中で、賛成される方々、また反対される方々がそれぞれのそういう気持ちを持っていただくのは大いに結構なことでございますけれども、議会としてじゃなしに、個人として、そういう部分で見ているかなというぐあいに考えておまして、議会全体での話ではないかなと思います。それと、行政の果たす役割というのは、たしかに失敗するかもわからん、どんな事業でもそうですけれども、失敗するかもわかりませんが、それに進むべき道もあるのではないのかなと。先ほど申し上げました、多少負担金が上がったとしても、住民の生活が向上することは、ある一定、地方公務員法でうたわれている我々の責務として、住民に福祉を寄与するという部分であるとするなら、私は、それは一つの役割を果たせたんじゃないかなという思いは持っております。

それともう1点、議運のときでもいろいろ話はいただきました。それぞれの議員さんが判断していただく中で、住民説明会等がなかった、それは、総務省も言っていますとおり、住民に啓発せよという部分で、それぞれの市町村のやり方があると思うんです。だから、紙媒体もあるでしょうし、電子媒体もあるでしょうし、住民説明会の集会もあるでしょうし、それは、それぞれの市町村のやっていく中で、住民啓発をしたというぐあいに我々は理解をしておりますので、よろしくお願ひします。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

もう3回目の質疑は終わっていますので、答弁漏れのことについてお聞きをしたいんですけども、要するに二重負担になるんじゃないかという点についてはどういう見解をお持ちなのか、この点については明確じゃないと。

住民周知のことについてなんですけれども、私自身が出させていただいているアンケートの多くの方は、知らない、わからないと、定住自立圏の内容について、実際答えておられるわけです。笠置町が、実際どれぐらい、周知というのはなかなかどういう数値ではかるのかということはありませんけれども、少なくとも打てる手段は打つと、要するに、パブリックコメントだけでなく、議会でも多少取り上げられていますけれども、紙媒体とか住民説明会とか、できる手段を全て打って、そういう努力をすべきじゃないかというふうに言っている

わけです。この点について、もう一度明確にお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいま、向出議員の質問でございます。

住民への啓発については、これは向出議員の意見として、意見は意見として拝聴させていただきたいと思えます。

もう1点、すみません、何でしたか。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

最後にお伺いしたいのは、要するに、定住自立圏を進めていくと、当然負担金の発生があるので伊賀市にも負担金を払うと。独自に笠置町でサービスを充実しようとするれば、こちらでも独自の施策にお金も払わなければいけなくなると。結局、後で笠置町独自の施策を進めるときには定住自立圏が足かせとなるんじゃないかと。二重負担が大きな阻害要因になるんじゃないかという点です。その点について、お願いします。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいまの質問でございます。負担の関係で、笠置町での拠出する金額、また伊賀市への拠出する負担金で、二重の経費がかかるんじゃないかという話でございます。

事業の内容によったらその可能性はあると思えますけれども、ただ、もしやるとするなら、二重にならないように、例えば伊賀市への負担金で済む事業であるとするなら、それで済ませるべきであろうと。そのあげくに、まだ当町での負担金が発生するなら、これは当然、先ほど西岡議員のときにもお答えさせていただきましたとおり、財政サイドとの横の連携をとりながら、進むべき道なのか撤退するのか、その辺はやっぱり議論していく必要があるかなと思えます。一概に、二重負担金やから全てやる、全てやめるじゃなしに、事業の内容等も十分加味した中で判断はしていきたいと、そのように考えているところでございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

3番（松本俊清君） 3番、松本です。

いろいろ意見で重複するかもしれませんが、町長にお聞きします。

この締結については、案には賛同いたしますが、内容について、もう少し説明願いたい。

先ほども話ありましたように、伊賀と締結される場合、第3条には経費の負担ということを大概うたっているんですが、その経費の負担、一応設立する以上は固定経費がかかると思うんです。その固定経費の振り分けは、町長はどのような基礎をもって算出されようとして

いるのか。

また、3条に載っています各事業なんですけど、笠置町まちおこしの草案と同じようなところが多々あるんですけど、それをコントロールするのは誰がするのか。それと、相楽東部関係との交渉面等をどのように持っていくのか。一応、町長の思案をお願いします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 私、最初に申し上げましたとおり、基本は、中心市の都市機能と近隣市町村の農林水産業や自然環境、歴史、文化など、地方と都市圏がそれぞれ微力を活用して、お互いの役割分担をして連携協力することに、地域住民の命と暮らしを守るため、圏域全体で必要な生活機能を確保して人口定住を図っていく、そういうことを基礎に考えております。そういう観点で、政策分野についてもそういうことを鑑みながら、そういう政策分野についての連携をしていきたいと思っております。

また、費用のことについてでありますけど、向出議員からも御指摘ございましたが、二重負担になる可能性もございます。でも、それは、その分野にたけておられる専門的な住民代表の方も共生ビジョン作成において参加をされるわけがございますから、そこで、そういう思いも発言をしていただけたらと思いますし、基本的には、対費用効果を考えて、慎重にそういうことは考えて、連携をしていきたいと思っております。また、今、現に運営をしております一部組合とのかかわり合いを心配しておられますけれども、行政の立場として、今まで以上に一部組合の充実を図っていききたい、模索していききたい、そういう思いでございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

3番（松本俊清君） 松本です。

今、分担についてちょっとお聞きしたんですけども、例えば固定資産の経費の分担は、人口比でいくのか、または町面積比でいくのか、そういう町長としての具体的な案をお聞きしたい。それは、規約9条、10条に出ておりますが、各会議の席上に出席される職員の方の教育にもなりますんで、そういう点、はっきりとした町長の方針、交渉手段をお聞かせください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 事業における経費負担ということについての御質問だと理解しております。

経費負担につきましては、やはり人口割だとか、また利用された利用者を勘案しての負担金、そういうふうなもので負担金については発生してくると、そのように理解しております。



議長（杉岡義信君） 松本君。

3番（松本俊清君） 今、お聞きしたんですけれども、これは、向出議員も言われましたように、案としてはいいんですが、少し焦り過ぎではないかというような感もいたします。

もう一度、再検討のほう、よろしく願いいたします。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

私も、定住自立圏の案件に対しては賛成の立場ですが、少し、共催のほうでお聞きしたいと思います。

まず、教育でございます。4ページの教育です。

教育の文化・スポーツ活動の振興、これは、各種活動団体、それと下のほうに文化・スポーツ活動の振興とありますが、この各種活動団体の内容と文化の中の内容をわかる範囲で結構ですので、お教え願いたいと思います。

それと、もう一つ、7ページにあります。公共施設の相互利用とございますが、教育において公共施設の相互利用というのは相当あると思うんですけれども、これはどの範囲まであるのか、お聞かせ願いたいと思います。以上2つお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいま、瀧口議員のほうから、4ページの教育の中で、各種事業及び文化・スポーツの活動等はどういうところを想定されているかという話でございます。

この件につきましては、笠置町で言えば、今、連合のほうでやっております生涯学習の部分での宵涼み会とか、また滋賀への文化の視察とか、そういう事業の一つのファイルかなと思います。それと、文化・スポーツ活動等につきましては、なかなか笠置町のほうでは、スポーツは、ちょっとなかなか取り組みは……。文化の部分でございます。これは、各地区にございます社会教育部分の連携されている事業で、笠置町でやっておられる分について、今後、伊賀市と連携できるものがあるとするなら、一つの事業として取り組みが可能かなというぐあいには思っているところでございます。

それと、もう1点が、7ページの公共施設の相互利用でございます。

どの範囲まで想定されているかということでございますけれども、当然、これは伊賀市との協議になるかなと思います。うちで言えば、産業振興会館や、また、いこいの館は公共施設ではございませんけれども、そういう部分で相互に利用をすることによってお互い住民の行き来ができるとするなら、それも一つの成果が上がってくるのではなからうかなと。現在

のところ、あくまで予想ということで考えている段階で、このような件につきましても、共生ビジョンの中でいろいろ御議論はされると、そのように思っているところでございます。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 今の回答をいただいたんですけれども、教育委員会の所管する保育園、小学校、中学校並びに図書館等は、全然、念頭にないということを答弁されておられたように思うんですけれども、そのほうはどのようなかわりを持っていくのか。また、文化の中に、学習、教育、そういうものが盛り込まれておるのか。また、講師間の交流並びに生徒間の交流はあるのか否か、そういうこともお聞きしたいんですけれども、なかなか、ここには教育委員会関係の方はおられないので答弁難しいと思うんですけれども。

それと、最後のページ、8ページになるんですけれども、人材育成交流、これも教育の中に入る問題やと思うんですけれども、職員向け研修会等に参加することと、甲の役割としては、職員向けの研修会等を企画、実施するとともに、乙が実施する職員研修等に参加すると書いています。こういう内容も踏まえた上で、実は、教育委員会の方にもこういう答弁の場を与えてもらって私ども聞き取りしたいんですけれども、なかなか参与と町長だけでは難しいと思うんですけれども、わかる範囲でお答え願いたいと思います。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいま、瀧口議員の質問でございます。文化・スポーツ等の交流の中に、小学校、中学校等のそういう交流も入らないのかどうかという御質問でございます。

なかなか、この件につきましては、議員も御指摘いただいたとおり、教育委員会との関連がございます。ただ、図書館等につきましては、直接学校教育じゃなしに社会教育、生涯学習という部分で捉えるとするならば、これの相互の利用というのは、今後は検討できるかなとは思っているところでございます。

それと、人材育成でございます。これは、それぞれ町村でやっております町の単独的な研修会及び京都府で実施している研修会にはそれぞれ参加させていただいているところでございますけれども、ただ、町単独でやる分につきましては、今後伊賀市との連携をすることによって、いろんな分野での研修が可能になる可能性もあります。例えば一つの例を申し上げれば、細かい話でございますけれども、職員の電話の対応等及びクレマー等の対応等について、それぞれの市町でするよりも一つでやったほうが、講師の先生方の経費及び会場等の問題を含めるとするならば、一つの案としてこれは検討できる部分があろうかなと、そのように考えているところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 関連して、3つ目の質問というか、今、参与が答えられたことに対して、苦言、苦情を呈しておきます。

東部連合委員会におきましては、3つの図書室がございます。図書室カードは、笠置町、和東町、南山城村、単独のものなんです。私が、これ、2年前に共通利用ができないか、できるようにしてくださいとお願いした上でも、まだ共通利用はできていない。ここで、伊賀市との図書室の共通利用ができるようにしようかなという前に、まず東部連合でやっていただいたら、それを糧にして伊賀市とも提携なさったらいいと思います。

私の苦言だけですので、答弁は結構です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

6番（西岡良祐君） 6番、西岡です。

最後にもう一回、くどいけれども確認しておきたいんですけれども、本当に個々の具体的な協定に対して協定書を結ばずに、どういう確認、書類はどういうことで処理しようとしてしているのか。その辺、聞かせてください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 合意形成を、でき上がったそのことについて、どのような形でそういう契約を結んでいかれるのか、そういうことだと思っております。

正直、認識不足でございますけれども、私個人といたしましては、副会長といたしまして、合意形成をできました暁には、何らかの形で文書というのは私は必要かと思っておりますので、そういうふうな発言をして、そういうふうな形をつくり上げていきたい、そのような私としての意見、考えを持っておりますし、そういうふうなことが実現するように働きかけをしていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） わかりました。そういう何らかの文書で残すと。一応それは伊賀市長と笠置町長との協定というか合意文書になると思うんですけれども、それは、そしたら当然議会にはかかってくるわけですね。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 合意形成に至るまで、行政が単独で形成を結んでいくものではございません。議運でも申し上げていましたように、常任委員会でも開催いただいて、そういうことでも相談しながら、報告しながら進めていきたい、そのように考えておりますので、御理解

をお願いします。

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。まず、原案に反対者の発言を許します。

向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

議案第27号、定住自立圏形成協定締結の件について、反対討論いたします。

1つ目の反対理由は、この定住自立圏が笠置町のサービス充実にとって足かせとなる。また、これを進めることで、サービスの切り捨てが進むのではないか、住みにくくなるのではないかという点です。

先ほども挙げていますように、伊賀市の集約整備を通じての圏域内でのサービス充実を図るとというのがこの定住自立圏の枠組みです。本来、連携、協定、協力というものは、今本来のまちづくりの基本となるものではなくて、自治体格差を前提として、例えば今の現状であれば、伊賀市には病院がありますが笠置町には医院が1つだけと、そういう格差がある前提のもと、できる協力はしようというのが連携、協力の意味だと思います。

ところが、この定住自立圏は、連携、協力、格差を前提として、伊賀市中心の集約整備でサービス充実を図ると、そういうまちづくりの枠組みであり、特別の交付税も、伊賀市には最大で8,500万円、笠置町には1,500万円という形で、あくまでも伊賀市の整備を推進する方向で枠組みが組まれています。この点が大変問題なのではないか。笠置町独自の主体的なサービス充実を図る際、この定住自立圏が大変足かせとなって問題となるのではないかという点です。さらには、自治体合併では、まさに周辺が寂れた理由が、中心部へのサービスの集約化でした。このことが、同じ形である定住自立圏のもとで起きるのではないかということが強く懸念をされます。

2番目は、余りにも中身が決まらない中で急ぎ過ぎなのではないかと、そして議会軽視、住民無視で進んでいるのではないかという点です。先ほども指摘しましたように、この定住自立圏は、議決を経てから以降、中身について、共生ビジョン懇談会を開いて具体的な中身をつくり上げていくというふうに言われました。ところが、共生ビジョン、中身の詰めたものについては、説明はするけれども議会の議決事項にはならないということでした。これはやはり議会が最終判断をできない、そういうものであるということで、議会軽視なのではないでしょうか。さらには、先ほど言わせていただきましたけれども、私たちが取り組んだアンケートでも、多数の方は、内容についてはわからないというふうにお答えをしています。

そんな中、笠置町はパブリックコメントをただけ、しかもパブリックコメントの応募はゼロ件でした。やはり、できる手段は全て打って住民に広く周知を図るべきです。

3つ目に、まちづくりは、定住自立圏によらないで進めていくものではないでしょうか。先ほどから言わせていただいていますように、救急医療も、定住自立圏でなくても既に連携協力はできていますし、定住自立圏によらずに進めるべきではないでしょうか。また救急医療で言えば、本来は国や府の責任、また各県の責任において、やはり各市町村の実情に応じて、医師の不足や医療の資材の少なさ、そういうところに手当てを打つというのが本来のやり方であって、連携協力は定住自立圏でなくても十分に進めることができるんだということは、強く念頭に置いていただきたいと思います。本来のまちづくりは連携、協定にあるのではなくて、あくまでも、各市町村の主体的なそういうサービス充実に十分な財政支援を国や府に求めることであると考えます。

以上を反対理由として、討論を終わります。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 総合的に判断して、若干の負担はふえるかもしれませんが、住民の利便性を考えたときに、この案件に賛成いたします。

議長（杉岡義信君） これで、討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。

議案第27号、定住自立圏形成協定の締結の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、議案第27号、定住自立圏形成協定の締結の件は、原案のとおり可決されました。

この際、10分間休憩します。

休 憩 午前11時07分

再 開 午前11時17分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

---

議長（杉岡義信君） 日程第3、議案第28号、平成28年度笠置町一般会計補正予算（第3号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第28号、平成28年度笠置町一般会計補正予算（第3号）の件について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出総額13億1,795万2,000円に、歳入歳出それぞれ7,204万5,000円を増額し、歳入歳出総額を13億8,999万7,000円とするものであります。

主な内容は、防災行政無線の更新に2,774万2,000円、臨時福祉給付金事業に148万8,000円、子ども農山漁村交流推進モデル事業に213万7,000円などを計上しております。財源といたしましては、国庫及び府支出金、町債などを充当しております。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第28号、平成28年度笠置町一般会計補正予算（第3号）の件につきまして、内容の説明をさせていただきます。

総務財政課からは、歳入と総務財政課所管の歳出について説明させていただきます。

それでは、10ページをお願いいたします。

まず、歳入から説明させていただきます。

10款地方交付税、これは3,100万円普通交付税として増額をしております、合計6億7,100万円としております。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金といたしまして、番号制度システムの整備費補助金105万1,000円と、続いて子ども農山漁村交流推進モデル事業といたしまして213万7,000円の合計318万8,000円としております。こちらはいずれも10分の10の補助金となっております。

続いて、2目の民生費国庫補助金は、今年度も実施されます臨時福祉給付金事業といたしまして、補助金が合計で140万8,000円、合計で695万5,000円となっております。

続いて、下段14款府支出金、府補助金、1目の総務費府補助金100万円は、1まち1キャンパスという大学生受け入れのための整備事業に100万円を計上しております。

4目農林水産業費府補助金といたしましては323万円増額としておりますが、これは3年目の事業となります森林整備地域活動支援交付金となっております。

ページめくっていただきまして、同じく14款の府支出金となります。総務費委託金とい

たしまして1万8,000円を減額しております。本年度実施いたしました統計調査費につきまして、交付決定額が確定いたしましたので、それぞれ精査しました上で18,000円を減額しております。

16款寄附金は49万9,000円を増額いたしまして、50万円としております。こちらは指定寄附金ふるさと納税として8月末までに寄附いただきました金額を計上いたしております。

17款繰入金、基金繰入金、1目高度情報ネットワーク整備基金繰入金は169万8,000円を増額、こちらは電柱の支障移転に伴う経費充当するもので、基金を取り崩した中で充当しております。財政調整基金繰入金は全額の2,750万円を減額しております。これは財源調整のための減額としております。

続いて、18款繰越金2,218万3,000円を増額いたしまして、3,686万8,000円としております。

19款諸収入、3項雑入、2目雑入では3万円を増額しております。こちらはさきにありました農山漁村交流推進モデル事業の参加費の負担金といたしまして、3万円を計上いたしております。

20款町債、1項町債、1目臨時財政対策債といたしまして692万7,000円、2目総務債2,770万円、6目災害復旧事業債といたしまして70万円、合計の3,532万7,000円を計上いたしております。2項の総務債につきましては、防災行政無線の更新に、3目災害復旧事業債につきましては、農林施設の災害復旧費と公共土木施設の災害復旧費にそれぞれ充当するものとして計上いたしております。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

13ページをお願いいたします。

なお、歳出につきましては、職員手当共済費につきましても、今回補正予算を計上させていただいております。こちらは職員の各種手当に係る要件の異動と嘱託職員や臨時職員の雇用保険並びに労災保険料の確定により増額となったものでありまして、各項目での説明は割愛させていただきますので御了解いただきたいと思います。

それでは、2款総務費から説明させていただきます。

1項総務管理費、1目一般管理費は合計1,077万6,000円を増額しております。13節委託料で482万4,000円を増額しておりますが、番号制度の施行によりまして、個人情報の取り扱いに関する基本方針や、その取り扱い規定と情報セキュリティポリシー

の策定が必要となりましたので、業務の委託料といたしまして486万円を増額しております。

19節負担金補助及び交付金は、新公会計制度と番号制度に対応するための基幹システムの負担金といたしまして、152万8,000円を増額しております。

続きまして、1つ飛びまして3目財政管理費は406万4,000円を増額しております。こちら13節の委託料の356万4,000円は、先ほどの一般管理の負担金でもありましたが、公会計制度に対応するため、こちらは平成29年度からの実施をしていくこととなりますが、それに対応するための業務支援といたしまして、委託料で計上しております。

その下の積立金は、ふるさと納税として寄附をいただきましたものを積み立てるために50万円を増額しております。

続きまして、5目財産管理費30万8,000円を増額しております。委託料といたしましては、毎年実施となりました避雷針設備の保守点検といたしまして6万9,000円、それから備品購入費はケーブルテレビのスタジオのエアコンの取りかえと庁舎内の電話機器の購入といたしまして、23万9,000円を計上いたしております。

続きまして、14ページ下段のほうをお願いいたします。

8目防災諸費です。こちらは2,969万円増額をしております。委託料の2,774万2,000円につきましては、防災行政無線をデジタル化に更新するための事業費として計上しております。備品購入費の194万8,000円は防災備蓄品といたしまして、食料品と飲料水の購入に計上いたしております。

続いて15ページをお願いいたします。

15ページ、下段総務費、5項の統計調査費であります。こちらは合計年額の1万7,000円減額としております。歳入のほうで補助金額が確定しましたので、教育統計調査、それから統計調査員確保対策事業、工業統計調査、経済センサス調査区の管理費でそれぞれ減額なり増額を調整させていただいた中での減額としております。以上で総務財政課所管につきましての補正予算の説明とさせていただきます。失礼します。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） それでは、失礼します。

企画観光課が所管いたします歳出予算について御説明を申し上げます。

まず、13ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、2目文書広報費、11節需用費で撮影用の保存用のCD



等々の消耗品費で3万3,000円を計上させていただいておりますのと、14節の使用料及び賃借料で著作権使用料の控除率が若干変更になり、それに伴いまして1万円を計上させていただいているところでございます。

それと次に、6目の企画費で報償費118万円、それと旅費で28万8,000円、それから需用費で48万8,000円、役務費で5万4,000円、それと使用料及び賃借料で15万7,000円、これ全て合わせまして216万7,000円になるわけなんですけれども、これにつきましては農山漁村交流推進モデル事業の事業費として計上させていただいているところでございます。

この事業につきましては、子ども農山漁村交流事業推進モデルということで、国庫補助の対象になる事業でございます。中身につきましては、町内において体験プログラム、それと民泊による教育旅行の受け入れの推進、それと田舎生活体験を中心に体験型、参加型観光産業の取り組みを促進させ、多くの子供たちが宿泊や自然の体験を通じて、子供たちの学ぶ意欲や自立心を育む、他人を思いやれる豊かな心を持って成長していくことを支えていく。また、事業をきっかけに中山間地域の課題となっている不便な地域の中で、高齢者や子供たちが暮らしやすいまちを目指すことを目的としております。

なお、この補助率につきましては、歳入のところで総務財政課長が申しましたとおり、国庫補助の10分の10となっております。

それから、15節の工事請負費でサテライトオフィス機能を整備、それと連携する大学生の受け入れ施設整備で、一部加速化交付金でも計上しているんですけれども、この数につきましては学生の活動拠点、それと情報発信の場、コミュニティーの場とするべく整備を行うため、合わせて1,305万円を計上させていただいております。

次に、19節の負担金補助及び交付金で、1まち1キャンパス事業（大学・地域連携プロジェクト支援）に伴いまして、47万7,000円を計上させていただいているところでございます。これにつきましては、地元住民とは異なる視点を持つ大学生の参画によって、新たな交流とアイデアが地域に生まれることが期待されるものと考えますし、学生が地域に入り地域と連携し、笠置町の魅力や文化を発見・発掘、また特産品などの共同開発や空き店舗等の活用テーマなどを、そういったところも連携を考えているところであり、連携相手につきましては京都教育大学と連携して行う事業となっております。

それから、次に15ページをお願いします。

9目の通信施設管理費、13節の委託料で169万8,000円を計上させていただいて

おります。これにつきましては、現在、町の光ケーブルを関西電力の電柱に添架させていただいている部分があるんですけれども、関西電力の電柱撤去に伴い、新たに自営柱を設置する必要が生じたため計上させていただいております。

それから、18ページをお願いします。

下段のほうなんですけれども、6款商工費、1項商工費、2目商工振興費、19節負担金補助及び交付金で20万円を計上させていただいております。これにつきましては、商工会の事業でございますけれども、プレミアム商品券の発行に伴い、プレミアム分の60万円に対しまして京都府が3分の1、町が3分の1を補助するというので、20万円を計上させていただいております。

それから、19ページでございますが、4目の産業振興会館費でございます。11節需用費で、消防施設整備点検の結果を受けまして消火器及び避難口表示の電池入れかえ等を行うものといたしまして、11万8,000円を計上させていただいているところでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼いたします。

税住民課が所管します歳出について御説明させていただきます。

15ページをごらんください。

2款総務費、戸籍住民基本台帳費、11節需用費、消耗品費で3万4,000円の補正をお願いしております。内容につきましては、住基ネット用無停電電源装置の交換バッテリーでございます。住基ネット点検の際に年数の経過等によりまして交換が必要になりましたので、新たに購入するものでございます。

16ページ下段をごらんください。

3款民生費、社会福祉費、社会福祉総務費でございます。16節原材料費で2,000円の補正をお願いしております。内容につきましては、人権の花運動の資材費でございます。球根等単価の変更に伴います不足額の補正でございます。

17ページをごらんください。

3款民生費、児童福祉費、児童福祉総務費、15節工事請負費で75万6,000円の補正をお願いしております。内容につきましては、児童館下の児童公園遊具の撤去、移設による工事費でございます。遊具点検の際、安全領域が不足している等の結果に基づき、安全確保のため遊具の撤去と移設工事を実施するものでございます。

18ページをごらんください。

4款衛生費、清掃費、塵芥処理費、16節原材料費で4万8,000円の補正をお願いしております。内容につきましては、ごみの共同収集所並びにごみ収集ボックスの補強、修繕費用でございまして、修繕資材の購入費でございます。

続いて、同じく塵芥処理費、18節備品購入費では14万円の補正をお願いしております。内容につきましては、南部区浜、笠置郵便局付近に設置を予定しておりますごみ収集ボックス1基分の購入費でございます。

最後に、2目し尿処理費、23節償還金利子及び割引料では1万5,000円の補正をお願いしております。内容につきましては、昨年度、くみ取り手数料の改定に伴い、旧券でございます110円券の還付が今後も見込まれますので、増額補正するものでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

保健福祉課が所管します歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

ページは16ページの中段以降でございます。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、13節の委託料で障害者福祉サービスシステム、これは先ほど総務課長のほうで番号法の改正の基幹システムの改修と言われておりました、その保守委託の分でございます。新たに10万8,000円を追加しているところでございます。

それから、17ページにまいりまして、19節負担金補助及び交付金、臨時福祉給付金も28年度9月1日から実施しております。その予算を計上しております。114万円が本体、それからシステム改修が34万8,000円。この本体につきましては、あくまで参考実績等を勘案しまして、180人の3,000円。それから、あと遺族年金、障がい者年金の加算給付金につきましては、3万円の申請をできるわけでございますが、これについては20万を積算している。これはあくまで実績値を参考にしておりますので、よろしくお願いたします。

それから、4目老人福祉費につきましては、償還金で4万8,000円の老人医療返還金等、それから繰出金で介護保険の3万7,000円の予算を組んでおるところでございます。

それから、次の民生費、児童福祉費、2目の保育園費、15節工事請負費でございます。保育園に設置しております防犯カメラが故障しましたので、急遽整備する予算を追加してい

るところでございます。32万4,000円でございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

それでは、建設産業課が所管いたします歳出予算の御説明をさせていただきます。

予算書の18ページをお願いいたします。

18ページ中段でございます。

5款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費で323万円の補正額を計上させていただいております。節の区分といたしまして11節需用費、消耗品費として6万円、19節負担金補助及び交付金、こちらのほうで森林整備地域活動支援交付金といたしまして317万円をそれぞれ計上させていただいております。

こちらの交付金につきましては、平成24年度に策定されました森林経営計画に基づきまして実施されます活動に対して交付されるものでございまして、本年度は40ヘクタールにつきまして立ち木や路網などの森林調査、測量並びに間伐同意の取りつけ、あと300ヘクタール内で施業路の整備が行われるものでございます。

なお、先ほどの需要費、消耗品費につきましては、本交付金申請等に係ります事務費として計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。19ページ中段でございます。

13款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費50万円の補正額の計上でございます。節の区分といたしまして、15節工事請負費で道路災害復旧工事といたしまして50万円の計上でございます。こちらにつきましては、町道笠置広岡線の一部のり面が崩壊したところがありまして、そちらの復旧を行うものでございます。

次に、同じく2項農林業施設災害復旧費、2目農業災害復旧費、補正額40万円の計上をさせていただいております。節の区分といたしましては、15節工事請負費のほうで農業用施設災害復旧工事といたしまして40万円、こちらにつきましては、飛鳥路地内におけます農業用水路の復旧工事のほうを実施するものでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

2点についてお伺いします。

歳入の部の11ページなんですけれども、財政調整基金繰入金2,750万円計上して全額返っておりますが、本来これ何に使うものなのかと、それから、この調整基金とあります

から全額は幾らになっているのかと、それがまず1つ目です。

それと、歳出のほうの13ページです。

財政管理費なんですけれども、新地方公会計対応支援業務に356万4,000円使っておられます。それに対して積立金として50万円計上しておられますのが、その積立金は財政調整基金とは別のものなのか、それともまたこれはこれであって、別のところに積み立ておるのかと。また、その金額もわかったらお答え願いたいと思います。2点でございます。議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。滝口議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、歳入の財政調整基金の繰入金についてですけれども、前回の2,750万円を財源の不足分といたしまして、基金を取り崩した中で繰入金として計上させていただいておりましたが、今回、補正予算額総額上がってきたり、それから10分の10の国庫補助等もつきまじりした関係もあり、それから地方債のほうでも計上させていただいておりますので、基金の繰り入れをしなくても、今ある財源の中でやりくりできたというところで、前回の2,750万円を全額減額とさせていただきました。

現在の残額ですけれども、財政調整基金といたしましては27年度末で2億6,540万あります。先週の決算が終わりまして、本年度基金としてまた4,100万ほど基金に積み立てさせていただきますので、今回で積み立てただけでしたら約3億ほどになるかと思えます。

それから、歳出のほうの財政管理費のほうですけれども、財政管理費の中の積立金はふるさとづくり基金の積立金でありまして、こちらはふるさと納税、寄附いただきました金額を積み立てさせていただいているものなんです。充当するものとしたしましては、子育てであったり、観光であったり、高齢者対策であったり、寄附いただいた趣旨にのっとって充当させていただくというもので、今回8月末までに50万寄附いただきましたので、それをそのまま積み立てるというところで予算計上させていただいたものです。ですので、このふるさとづくり基金を今回何かに充当するというのではなく、そのまま積み立てさせていただいております。

その上の委託料の356万4,000円ですけれども、今、通常でしたら複式簿記の形に今後変えていきなさいという指針が出ております。それは28年度の決算を使って、29年度に新たな公会計として整備していくものとなっております。その準備段階といたしまして、

この28年度今やっております中で、さきに導入といいますか、整備が必要となってきますので、今回計上させていただいたものということになっております。以上です。

すみません、ふるさとづくり基金の総額ですね。

27年度末現在で1億5,700万ございます。今回50万の積み立てをさせていただきますので、1億6,200万ぐらいになるかと思えます。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

6番（西岡良祐君） 6番、西岡です。

14ページ、サテライトオフィス整備工事、これ1,100万補正予算で見られますが、これの主な工事内容を聞かせてください。

それともう1点、8款の防災行政無線の更新、これ2,700万ほど見ておられますけれども、更新ということは耐用年数がたってきたんで更新されるんかと思うんですけども、こういうものをなぜ今ごろ補正で上げてんのか。これ当初から計画的に更新していくんやったら変えていかんとあかんの違うのか。その辺と、それから防災無線全体、全部更新すんのか。この間、議運では何か移動局14局だけやというようなことを聞いていましたけれども、その辺の更新の内容とちょっと説明願います。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 失礼いたします。

サテライトオフィス整備工事に関してでございますが、まず、この予算計上をさせてもらった根拠といたしましては、こういったサテライトオフィス等々、多々手がけられている専門の方に概略どれぐらいかかるかということで参考にお聞きしました。そういった中で計上させていただいておるところでございますけれども、それに伴いまして、この整備に関しまして提案書等の募集を行い、8社ほど提案を現在出しているわけなんですけれども、整備につきましては、トイレの水洗化とかコミュニティーに使ってもらえるような場所、内装の修繕という形になってきております。

そして、場所的には大字有市の小字東畷のほうにこの建物が、改修しようとするところがその場所になっております。そして内容につきましては、いろいろ提案いただいております中で最終決定していきたいと考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。防災行政無線の更新のことについてお答えさせていただきます。

現在、移動系といいまして、各地区集会所であつたり役場に置いておりますのは、職員が外へ出るときに緊急用に可搬型といいますもの、それから公用車に積載しているものというのがありまして、それを更新していくということになっております。

当初予算でもということでありましたが、当初予算に計上するときに見積書をとりましたところ、7,000万、8,000万ほどの費用が見積もりとして提出されました。必要性はあったんですけども、とりあえず当初でほかにも簡易無線器ということも考えられましたので、担当のほうでいろんなことを探ってもらいながら、今新しくこういう可搬型のシステムが新しくできましたので、その見積もりを再度とりましたところ2,700万程度に下がったということと、緊急防災減災事業債というものの対象になるということで、今回2,700万、総務債のほうでも上げさせていただきましたが、それを使いまして入れたいということで計上させていただきました。

以前は半固定型といいまして、集会所のほうでも可搬式のもの、持って動けるものなんですけれども、それを全てハンディの使いやすいものに、それに更新していこうと。公用車にも、4台公用車を使っていたんですけども、実際公用車からおりて現場に行ったりということもありますので、それも公用車に積載を半分に減らして、4台していたものを2台総務で持っております緊急車両のほうと建設産業課の水道の軽トラックのほうに乗せるだけで、あとは全てハンディのほうに取りかえようということで、かなり使いやすく持ち歩きのできるものにかえようということで金額のほうも抑えられ、それからこの起債のほうも使えるということで、今回上げさせていただいております。

固定器のほうも半固定型、集会所に置いております固定形のものでしたら、大体90万円ほどという予算だったんですけども、ハンディにすることで経費も安く抑えられますし、去年行いました避難訓練のほうでもかなりふぐあいが生じておりましたので、今回こうやって計上させていただきました。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 西岡です。

サテライトオフィス整備のほうは、これは地方創生のほうでやっている事業ですね。それで、先ほど何やトイレの修理とか何か言わはったけれども、場所はどこなんですか。どこにこのサテライトオフィスをつくろうと。何か前回は笠置駅の中ですとかいうような話を聞いていましたけれども、笠置駅のトイレやったらもう既に改修はやりましたよ。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） お答えをさせていただきます。

場所につきましては大字有市小字東畷、区で言いますと東部区になります。整備につきましては、連携をする学生の活動拠点、また情報発信とか、それとまた内外のコミュニティーの場になるような形で整備をしていきたいと、かように思っています。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第28号、平成28年度笠置町一般会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第28号、平成28年度笠置町一般会計補正予算（第3号）の件は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。

休 憩 午後0時00分

再 開 午後1時00分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

---

議長（杉岡義信君） 日程第4、議案第29号、平成28年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第29号、平成28年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額2億7,281万4,000円に歳入歳出それぞれ343万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,937万9,000円とするものです。

主な提案理由は、歳入では、介護納付金、後期高齢者支援金の確定による国庫支出金の寄附金などの減額と国保の都道府県化に向けた業務準備補助金を増額しています。



歳出では、国保システムの連携業務委託などによる増額と後期高齢者支援金などの額の確定による減額補正でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼いたします。

議案第29号、平成28年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件につきまして御説明いたします。

初めに、歳入について御説明いたします。

6ページをごらんください。

3款国庫支出金、国庫負担金、療養給付費等負担金、1節現年分113万5,000円の減額補正をお願いしております。内容につきましては、歳出で後期高齢者支援金と介護納付金の額の確定に伴います歳入の補正でございます。

次に、同じく3款国庫支出金、国庫補助金、財政調整交付金、普通調整交付金では31万9,000円の減額補正を、1つ飛びまして、6款府支出金、府補助金、財政調整交付金で、同じく31万9,000円の減額補正をお願いしております。内容につきましては、いずれもさきの療養給付費負担金と同様に、歳出での後期高齢者支援金等の額の確定による歳入の補正でございます。

戻りまして、3款国庫支出金、国庫補助金、3目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金としまして10万円の補正をお願いしております。内容につきましては、国保の都道府県化に伴いますシステム連携の補助金でございまして、さきに一般会計で計上しておりましたものを、国保会計に組みかえたものでございます。

次に、10款繰越金につきましては、176万2,000円の減額補正をお願いしております。これは、歳出の減少に伴います充足財源分を繰越金で減額計上しております。

続いて、歳出の説明に移ります。

7ページをごらんください。

1款総務費、総務管理費、一般管理費、13節委託料で10万1,000円の補正をお願いしております。内容につきましては、歳入でも御説明いたしましたとおり、国保の都道府県化に伴います基幹システムの連携対応業務の委託料でございます。

次に、3款後期高齢者支援金等、19節負担金補助及び交付金では138万3,000円の減額補正をお願いしています。内容につきましては、支援金の額の確定によるものでございます。

また、次の5款介護納付金につきましても、216万5,000円の減額補正をお願いしております。これも同じく納付金額の確定によるものでございます。

最後に、10款諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金、23節償還金利子及び割引料で1万2,000円の補正をお願いしております。内容につきましては、医療交付金等実績報告が完了いたしましたので、超過分に当たります返還見込額を計上しているところです。

以上、歳入歳出それぞれ343万5,000円を減額し、総額それぞれ2億6,937万9,000円としています。これで国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わります。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。西岡君。

6番（西岡良祐君） 6番、西岡です。

質疑というか、6ページなんですけれども、これ国保の都道府県化システム対応連携ということで10万円という金額なんですけれども、この府県化の計画というか協議は五、六年前からやっておられたと思うんですけれども、これ府県化になったときにこのシステムが使えるように、今、ソフト的にこれ何か改修するのか、追加するのか、そういう業務ということでよろしいですか。それと、府県化は何年度予定で進めてはったんか、その辺もう一度お願いします。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼いたします。西岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

この国保のシステムにつきましては、当初いろいろな情報の連携の中で京都府に支払います納付金等策定する情報を、まずは共有する情報の連携をするための基幹システムの構築でございます。今後も、そういった基幹システムを活用した中で、都道府県との連携というのが随時行われていくものと思われま。

また、国保の都道府県化につきましては、平成30年度からということになっております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

議案第29号、平成28年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件について

て反対討論を行います。

予算書に国保都道府県化システム対応連携が上げられています。これは、国保の都道府県化を目指すものであり、そうなれば市町村が現在行っている国保への一般会計への繰り入れがなくなり、国保税が引き上げられるおそれがあります。また、これにより知事の権限が強まり、市町村が関与できなくなるおそれもあります。そうなれば大変な問題です。国保の都道府県化に反対をし、討論といたします。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第29号、平成28年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、議案第29号、平成28年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第5、議案第30号、平成28年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第30号、平成28年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ591万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,683万3,000円とするものです。

提案内容は、住宅改修費の追加と公費の償還金確定により増額補正でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

議案第30号、平成28年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、御説明申し上げます。

予算書につきましては、6ページ、7ページで御説明申し上げます。

町長の提案理由にございましたように、今回の補正は住宅改修費とそれから補助金の返還

の2つでございます。歳入におきましては、住宅改修費につきましては、国庫支出金から一般会計繰入金までの分、それから公費につきましては、繰越金の歳入を充当しているところでございます。

まず、国庫支出金、国庫負担金で6万円、国庫支出金、国庫補助金で1万8,000円、支払基金交付金で8万4,000円、府支出金、府負担金で3万7,000円、繰入金、一般会計繰入金で3万7,000円を計上しております。それから、繰越金でございますが、これが償還財源になっております568万2,000円を追加しているところでございます。

歳出でございますが、7ページにまいりまして、保険給付費、介護サービス等諸費、5目居宅介護住宅改修費でございます。この予算につきましては、やはり年々増加している予算でございますが、76万当初見ておりましたが、執行率が8月現在で80%を超える実績をあらわして、それから今後の見込みが見込めますことから、30万円を追加させていただいているところでございます。

それから、次の諸支出金、償還金につきましては、前年度の主に国庫、それから支払い基金の確定に伴います償還で、560万2,000円を計上させていただいているところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。松本君。

3番（松本俊清君） 3番、松本です。

支出の件で、住宅介護改修費が30万上がっていますが、これ前回6月に質問しました一括の関係上、どの程度まで話が進んでいるのか、ちょっと報告ください。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。ただいまの住宅改修の償還払いの件でございます。

償還払いにつきましては、6月に御質問いただいたように、利用者にとっては当初全額支払いじゃなしに、自己負担分だけで当初から利用できるようなシステムにしていきたいというふうな要請がございまして、その後影響しますのは、高額医療の算定にどのような影響を与えるかというところを今ほぼ結論は出ておりますが、まだ結論には至っていないところがございまして、まずそこをクリアしていく。

それから住宅改修は御承知いただいていると思うんですが、最高額で利用額が事業費ベースで20万円になっています。その20万円が、個人負担するのにその制度を導入するメリットあるのかどうか、そういうふうなところも今現在検討しているところでございまして、

その辺の結果が出次第、また御連絡させていただきたいと思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

3番（松本俊清君） 3番、松本です。

いや、今の返答はよくわかりました。早急に前向きに検討してもらうように、よろしくお願いいたします。以上、終わります。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

歳出の部の償還金でちょっと質問させていただきます。

27年度の決算では、償還金は3,860万の減額になっております。今度の補正予算で560万の補正を組んでおられますが、これ60万の補正前の額で560万円の補正を組んでおられますのが、この理由を前にも聞いたと思いますが、もう一度議上で説明お願いいたします。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

償還金につきましては、先ほど御説明申し上げましたとおり、国庫支出金とそれから支払基金交付金がその大半を占めているというところがございます、システム的には国庫支出金は約9月から12月までの実績をもって、翌3カ月から4カ月の見込みを入れて交付申請をしているところがございます。

その中身の要素につきましては、やはり施設給付費というところが一番大きな要因を占めておりまして、例えばこの施設に急遽二、三人が入られる、あるいは施設で二、三人亡くなられるというふうな事態になりますと、交付申請と交付実績に大きな乖離といいますか、差が生じるところでございまして、そんな辺の実績と精算の差がこの返還金につながるところでございまして、国庫と支払基金につきましては、見込みをつける時期が若干やはり府より早い時期でなければならないというところが、高額になってくるところでございます。

当然、国庫は給付費の20%を占めている、あるいは府は6%程度で済んで、その差の返還額に影響しているところはございます。そういうことで年々、年によっては本当に言われましたとおり、大きな差が出てくるわけでございますが、その辺は御承知いただきたいかなと思います。よろしく申し上げます。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

理由はよくわかりました。

しかしこの補正前の約60万という額が余りにも少ない額なので、もう少し次から見直したらどうかと私は思いますが、その辺はいかがですか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの質問でございます。介護給付費にかかわらずに、やっぱり予算の適正な見積もりというのは御指摘のとおり、今後留意して立てていきたいと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第30号、平成28年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第30号、平成28年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第6、発議第1号、北陸新幹線京都府南部ルートに関する意見書の件を議題とします。本件について提出者の説明を求めます。瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 発議第1号、平成28年9月14日、提出者、笠置町議会議員瀧口一弥、賛成者、同じく議員田中良三、同じく議員松本俊清、同じく議員西岡良祐、同議員石田春子。北陸新幹線京都府南部ルートに関する意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

北陸新幹線京都府南部ルートに関する意見書（案）。

整備新幹線の建設は、国内の地域間交流圏を著しく拡大させ、沿線地域の産業、経済の発展等の地域活性化に大きく寄与するだけでなく、我が国の経済全体の活性化や国土の均衡ある発展を図る国家プロジェクトである。

その中でも北陸新幹線は、大規模災害時においては東海道新幹線の代替補完機能を有するとともに、日本海側国土軸の形成に必要不可欠なものである。

敦賀・大阪間のルートについては、本年4月27日に与党北陸新幹線敦賀・大阪間整備検討委員会において小浜・舞鶴・京都ルート、小浜・京都ルート、米原ルートの3案が選定され、加えて、京都・大阪間については、関西文化学術研究都市付近を経由するルートについても、参考として調査されることとなり、現在、国においてルート選定に向けた調査が、本年度秋ごろに取りまとめることとして実施されており、その結果をもとに政府がルートを決定的なルートとしている。

とりわけ、京都・大阪間については関西文化学術研究都市付近を経由することで、国家プロジェクトである関西文化学術研究都市の整備を大きく推進させ、我が国の科学技術等の発展に大きく寄与するとともに、京都府南部地域の開発、地域活性化などに大きな効果をもたらすものであると考える。

については、北陸新幹線敦賀・京都間は小浜・舞鶴ルートを、そして京都・大阪間は関西文化学術研究都市付近を経由することを選定し、全線整備を早期に実現されるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月14日、衆議院議長、大島理森殿、参議院議長、伊達忠一殿、内閣総理大臣、安倍晋三殿、財務大臣、麻生太郎殿、総務大臣、高市早苗殿、国土交通大臣、石井啓一殿、内閣官房長官、菅義偉殿、地方創生担当大臣、山本幸三殿。

京都府相楽郡笠置町議会議長、杉岡義信。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 質疑はありませんか。向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

発議第1号、北陸新幹線京都府南部ルートに関する意見書について質疑をいたします。

意見書は、敦賀京都間は小浜舞鶴ルートを選定するよう求めています。このルートはJR山陰線が並行在来線となります。

並行在来線は、整備新幹線が開業するとJRの経営から分離されることが政府与党間で確認されています。亀岡市長は3月12日付の京都新聞で、地元負担が生じたり、要望している園部綾部間の複線化がおくれたりするようなら、そのルートは賛成できないと明言をしています。

また、新幹線の先行開業地では、運賃値上げや在来線の縮小、廃止などが問題となっています。実際の先行開業地域では、IGRいわて銀河鉄道が58%、肥薩おれんじ鉄道が

50%、青い森鉄道が37%の運賃値上げとなりました。さらに、サンダーバードとしらさぎは一部区間が廃止となり、特に新大阪までサンダーバード一本だった富山にとっては、必ず金沢での乗りかえが発生し、アクセスが格段に悪くなる事態となりました。

北陸新幹線の整備開通をすることで、こうした並行在来線とそれに接続する在来線がどうなるのか。並行在来線の運賃値上げや縮小、廃止が起きないと明言できるのでしょうか。この点を伺います。

議長（杉岡義信君） 瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） ただいまの質問に対しまして100%答えることはできませんが、私の答えられる範囲で申し上げます。

まず、提出した理由は、この地域の利便性と活性化を図ることにあります。あなたがおっしゃるとおり、確かに運賃の値上げ、複線化のおくれ等は他の地域で出てくるかも知りません。しかし、あくまで提出いたしました理由は、この地域の活性化と利便性を図るために提出しているわけでございます。

その辺を考慮して、いろんな質問に答えたいところでございますが、専門的な知識は持ち合わせておりませんので、私の答弁はこの辺でおかせていただきます。

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

発議第1号、北陸新幹線京都府南部ルートに関する意見書について反対討論をいたします。

整備新幹線の開業により、並行在来線の運賃値上げや縮小、廃止が現実に起きており、北陸新幹線の整備が進めばこうした問題が起きることが想定されます。

しかし、現段階では並行在来線にどう影響が出るのかもはっきりとしていません。また、京都府や延伸地域の地元自治体の莫大な費用負担も想定されますが、それも現段階でははっきりしていません。こうした重要な問題がはっきりと示されない中で、北陸新幹線の整備を推進することは大きな問題です。

また、笠置駅も含め、住民の身近な足である在来線の整備拡充こそが優先して取り組むべきことを指摘して、反対討論といたします。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）



議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。発議第1号、北陸新幹線京都府南部ルートに関する意見書の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、発議第1号、北陸新幹線京都府南部ルートに関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） これで本日の会議を閉じます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第3日目は9月28日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さんでした。

散 会 午後1時34分